

(仮称) 荒川統合保育園の運営方法について

1 市が目指す‘定住の里づくり’を推進する戦略プロジェクトの一つに健やか・子育て応援プロジェクトの推進

2 その重要なポジションに保育 ～多様な就労等への対応～

3 市の保育について

保育園の保育は、平成20年3月28日に告示された「保育所保育指針」に示されている、「子どもがいまを最も良く生き」「望ましい未来をつくりだす力の基礎を培うために」保育目標を設定し、それを目指して保育を行うことになっております。

村上市の保育において、乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎が培われる時期として、重要な発達過程であり、生きる力の基礎づくりのために、身体的、精神的に健康な生活を過ごすことが最も大切であると捉え、保育目標を「心身ともに健康な子ども」と定め、自らが人的環境、物的環境及び自然環境等に関わることで成長する望ましい子どもの姿として「思いやりのある子ども」「意欲のある子ども」「心豊かな子ども」を掲げて保育を展開しております。

4 本市保育園の現状

平成20年4月1日の合併により、村上市の保育園は20保育園ありますが、全て公立の保育園で、市の保育目標の基保育ニーズにあわせ保育運営を行っております。

平成23年4月1日現在、保育園入園状況 別紙 1

平成23年4月1日現在、保育園施設一覧表 別紙 2

5 県内の状況

1) 公立、私立の数

新潟県内の保育園数の状況としては、平成22年4月1日現在で、700保育園があります。

市町村別では、市670、町村30保育園となっております。

公立、私立別では、公立414、私立256で、私立の割合が約4割となっている状況にあります。

2) 公立での指定管理者制度導入の状況

県内20市では、佐渡市及び南魚沼市の2市で指定管理者制度を導入しており、佐渡市が1保育園、南魚沼市2保育園であります。

佐渡市は、平成22年4月から老人施設と併設で指定管理者制度を導入し、保育目標の基、独自のものをプラスし、裸足保育、地元の食材の使用、土曜日の午後7時までの延長保育を実施するなど、保護者の反応は良いとお聞きしております。

また、南魚沼市は、指定管理者制度の2園のうち1か所は平成18年4月から指定管理者に移行し平成21年度に更新時期を迎え指定期間を10年とし、もう1か所は平成19年4月に指定期間を10年としております。

6 本市が進める管理運営

1) 市の保育方針

「心身ともに健康な子ども」という保育目標から各保育園において、保育園の方針や地域の実態等を踏まえて、保育の基本となる「保育課程」を編成し、さらに具体化した指導計画を作成し保育を行うこととなります。指定管理者移行後も、市の保育目標や保育内容を継承してまいります。

2) 多様なニーズへの対応

保護者の就労形態や生活スタイルが多様化しそれに伴い保育ニーズも乳児保育、早朝・延長保育などさまざまな要望があり、保育園の統廃合と公設民営（指定管理者制度）の導入を図り民間活力を積極的・効果的に活用し、一時保育や延長保育、休日保育など新たなサービスの充実・向上に努める。

3) 指定管理者制度の導入

公立保育園の指定管理者制度を推進していく上で、保護者の理解や協力は必要不可欠なことでありますので、

- ・ 移行のための準備期間の設定
- ・ 保護者説明会の実施
- ・ 子どもたちの不安解消するための引継ぎ期間の設定
- ・ 市の職員と事業所の職員が合同で保育に携わる期間を設定
- ・ 採用される職員については、現在勤務していただいている臨時保育士等を優先的採用していただくなどの条件を付すこと。
- ・ 指定管理者制度に関する情報の公開

などを実施しながら、保護者や地域の皆様の意見を十分お聞きしながら進めてまいりたいと考えております。

7 指定管理者制度の手法

市が責任を持ち保育水準を担保するための条件を付して、指定管理者制度を推進します。

(1) 運営主体

公立保育園を指定管理者制度にする手法は、公設民営方式によるものとします。

(理由)

市の保育施策に沿った展開であること。

保護者の要望については、市と指定管理者双方で対応できること。

職員配置、施設整備についての市の保育施策や条件の範囲内で事業者による柔軟な対応が可能

(2) 事業者の公募

優良な事業者を確保するために、公募によるものとします。

(3) 引継ぎ

移行計画の策定

指定管理者制度導入に際しては、移行のための準備期間については事業所への引継ぎや保護者の理解等、十分な準備ができるような計画を立てます。

保育内容の継続と拡充事項の履行の義務付け

保育水準の維持・向上や保護者の不安の軽減のため、保護者の意見等もお聴きしながら、現在の公立保育園の保育内容を継承する事項や、新たに拡充する保育サービスを提示して、指定管理者制度移行後の履行を事業者に義務付けることを考えております。

保護者・事業者・市による話合いの場の設置

円滑な引継ぎを行うためには、保護者・事業者・市の信頼関係を築くことが重要であることから、事業者の決定後、速やかに保護者・事業者・市の三者による話合いの場を設置します。

合同保育の実施

指定管理者制度導入の際には、保育士等の職員が入れ替ること等に

よる保育環境の変化により、子どもたちへの影響を最小限にする必要があります。

このため、子どもたちが新しい保育士に慣れ親しむことができるように、一定の期間、市の職員と事業所対象保育園の職員が合同で保育に携わる期間を設けます。

合同保育の期間中に、個々の子どもの様子などの把握に努め、きめ細かく対応しながら引継ぎを行っていきます。

合同保育の期間は、3か月程度の期間を目安としますが、その期間については事業者対象園の状況を踏まえ、保護者・事業者・市で協議し決定していきます。

市による進行管理

移行準備期間や合同保育期間において、計画どおりに引継ぎが行われているか、逐次、進行管理を行うとともに、問題が生じた場合には、必要な改善、指導はもとより問題解決に向け努力します。

指定管理者制度導入移行後の対応

- ・ 指定管理者制度導入後は、施設の管理、保育内容等の移管条件が守られているかどうか逐次確認します。
- ・ 個人情報の取扱等、個人情報の保護及び情報公開に必要な措置について、指定管理者との間で締結する協定書に明記します。

(4) 指定管理者制度導入後の市の役割

三者による話合いの場の継続

指定管理者制度導入後についても、保護者・事業所・市との三者による定期的な話合いの場を当分の間継続していきます。

新園において問題が生じた場合には、市が解決に向け努力します。